

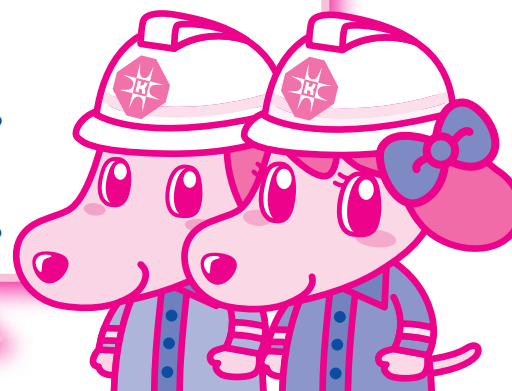
# 自動車保険で 十分だと思っ ていませんか？



## 自動車事故費用共済

### この制度の特色

- ① 万一の自動車事故の場合、共済金は被害者もしくは加害者となっても契約者であるあなたにお支払いします。
- ② お支払いは迅速です。  
必要な費用…香典供花料、葬儀費用、相手側への誠意を示すお見舞いなどの出費にお役立ていただけます。
- ③ 運転者の年齢、性別に関係なく車種ごとに掛金は同じです。
- ④ 事業者の場合は、掛金はすべて損金処理ができます。
- ⑤ 共済金は他の保険(任意保険等)に関係なくお支払いします。



### 車種別 共済掛金

月額900円で  
300万円の補償!  
(自家用乗用自動車の場合)

車種	共済金額	300万円	
		年払	月払
自家用乗用自動車		9,000円	900円
自家用軽乗用自動車		4,500円	450円
自家用普通貨物自動車(2t超)		16,500円	1,650円
自家用普通貨物自動車(2t以下)		13,500円	1,350円
自家用小型貨物自動車		9,000円	900円
自家用軽貨物自動車		4,500円	450円

(注) 契約をお引き受けできる車両は、自家用車に限られており、バス、タクシー、ダンプ等、人や物の運搬を業とする営業車や、特殊仕様車、バイクなどは契約ができませんのでご注意ください。

(注) 共済金額はご希望に応じて、200万円100万円も可能です。

※資料請求はホームページから  
簡単にできます。

## 大阪府火災共済協同組合

〒542-0081 大阪市中央区南船場1-18-17 商工中金船場ビル6階

TEL.06(4708)8720 FAX.06(6267)7222

ホームページ [大阪府火災共済協同組合](#) [検索](#)

# 補償内容（共済金額300万円契約の場合）

すべての共済金は、共済契約者にお支払いします。

	負傷者が	
	契約者側の場合	相手側の場合（被共済自動車に過失があるものに限りです。）
<b>死亡共済金</b> 事故の日から180日以内に死亡されたとき（1事故につき）	<b>300万円</b>	共済契約者の経済的負担を補うため 合計 <b>300万円</b> までの実費を支給 契約者側にも過失のある場合 死亡臨時費用共済金（一時金としての支給） <b>30万円</b>
<b>後遺障害共済金</b> （障害級別による）	<b>12～300万円</b>	<b>12～300万円</b> 算定された額を限度として実費を支給
<b>入通院共済金</b> 365日分 または300万円限度	入院日額 <b>4,500円</b> 通院日額 <b>2,250円</b> （1人あたり） 1事故につき入院、通院合わせて1日最高18,000円	左記の日額により、 合計 <b>300万円</b> までの実費を支給 契約者側にも過失のある場合 入通院臨時費用共済金（一時金として支給） （3日以上通院または入院で、1事故につき） <b>3万円</b>

※共済金は、1事故の総合計300万円が限度です。

あなたが人身事故を起こしたとすると

必要な費用は

### 相手方が死亡した場合

香典供花料 葬儀費用  
 あなたの喪失利益 諸費用

### 相手方が入院した場合

お見舞いの費用として菓子、果物、生花代、療養雑費、交通費等が必要となります。

相手への誠意として香典、葬儀費用、お見舞い費用、療養の雑費また契約者自身の喪失利益、交通費などいろいろ自己出費がかさみます。

## こんな時にお支払いします。

### 追突事故を起こして

※相手2名（運転者と同乗者）がそれぞれ10日間入院した。  
 （相手）4,500円×10日×2名=90,000円  
 90,000円を支払い限度として負担した実損害額を契約者にお支払い。



### 出会い頭の事故を起こして

※相手1名（運転者）が30日、自分が20日通院した。  
 （自分）2,250円×20日=45,000円 定額払い  
 （相手）2,250円×30日=67,500円  
 67,500円を支払い限度として契約者が負担した実損害額をお支払い。  
 合計45,000円+67,500円を支払い限度として負担した実損害額を契約者にお支払い。



### 自分が追突されて（契約者に全く過失がない場合）

※自分が20日通院、相手1名（運転者）が死亡した。  
 （自分）2,250円×20日=45,000円 定額払い  
 （相手）お支払いできません  
 45,000円を契約者にお支払い。



### 自分が追突されて（多少でも契約者に過失がある場合）

※自分が20日通院、相手2名（運転者と同乗者）がそれぞれ30日通院した。  
 （自分）2,250円×20日=45,000円 定額払い  
 （相手）2,250円×30日×2名=135,000円  
 135,000円を支払い限度として契約者が負担した実損害額をお支払い。  
 合計45,000円+135,000円を支払い限度として負担した実損害額を契約者にお支払い。



### 自損事故を起こして

※自分と同乗者がそれぞれ10日入院した。  
 （自分）4,500円×10日×2名=90,000円 定額払い  
 90,000円を契約者にお支払い。



### 歩行者を跳ねて死亡事故を起こした

※相手が死亡した。  
 死亡事故共済金として3,000,000円を支払い限度として実損害額を契約者にお支払い。



### バイクと接触事故を起こして

※相手1名（運転者）が10日入院した。  
 （相手）4,500円×10日=45,000円  
 45,000円を支払い限度として負担した実損害額を契約者にお支払い。



## 自動車事故費用共済ご契約にあたってのご注意

- 共済期間について** 共済期間は1年とし、責任の始期は、共済掛金（月払の場合は、初回共済掛金）を払い込んだ日の翌日の午前0時からです。
- 運転者の範囲は** ●個人でご契約の場合 ①共済契約者 ②共済契約者の同居の親族 ③左記以外の届出運転者（2名まで） ●個人事業所（屋号記載）契約の場合 ①共済契約者 ②共済契約者の同居の親族 ③共済契約者が雇用する者 ④左記以外の届出運転者（2名まで） ●法人でご契約の場合 ①共済契約者（理事、取締役など） ②共済契約者が雇用する者 ③左記以外の届出運転者（2名まで）
- お支払いできない主な場合** 1.事故の原因が、共済契約者（共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者とする。）または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき 2.無免許で被共済自動車を運転中に事故を生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入通院共済金 3.酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入通院共済金 4.事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事象によるとき。 5.事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき。 6.事故の原因が、核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によるとき。 7.当組合は、原因のいかんを問わず、負傷者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚見所のないものに対しては、共済金を支払いません。 8.正当な理由なく、事故発生後60日以内に、事故の通知がなかったとき。

【取扱代理所】